

広報

つるし飾り

2 2008
February
No.28



豊かな自然
歴史と文化に彩られた
果樹園交流のまち 甲州市



健やかな成長を願い

＝ひな祭りを祝う＝

春の到来を告げる「ひな祭り」。雛人形を飾り、桃の花やひなあられ、菱餅など華やかに桃の節句を祝います。市内の主婦グループの間には、ひな飾りをより鮮やかにしようと「つるし飾りづくり」が広がっています。大和地区のグループでも、地域のお母さん方が集まり、つるし飾りを作っています。お母さん方は「子どもの健やかな成長を願いながら思いを込め、手づくりするのは本当に楽しいです。年に一度のひな祭りにつるし飾りと共に、地域みんなで祝うことができたらずばらしいですね」と笑顔で話してくれました。

平成19年甲州市議会12月定例会は、12月7日から21日までの日程で開催されました。提出された24件の案件について、慎重に審議が行われ、いずれも原案どおり可決、承認されました。

初日の本会議では市長の施政方針説明が行われ、主要事業の進捗状況についての報告がされました。



「甲州市公共工事等監理マニュアル」

を策定
井尻小学校校舎耐震補強工事

今回の補強工事におきまして児童、保護者の皆様に大変ご迷惑をお掛けいたしましたことに深くお詫び申し上げます。

校庭に設置工事を進めていたプレハブ校舎は設置が完了し、11月26日からこの仮校舎において授業を行っているところですが、また、新たな第二期耐震補強工事につきまして、3月上旬の完成に向け、発注をいたしたところであります。

児童が一日も早く安全で安心な教育環境の中で授業が受けられるよう努力して参ります。

今回の問題につきましては、当時

建設にあたった施行業者、設計監理業者から、28年前のことで法的な責任はないが道義的責任を感じているとして、誠意ある対応をさせていただきました。

今後、今回のことを教訓に、公共工事の執行管理にあたっては、「甲州市公共工事等監理マニュアル」を策定するなど、万全を期して取り組んで参ります。

審議会から答申

「第一次甲州市総合計画」

「第一次甲州市総合計画」は、甲州市の最上位計画として、まちづくりの基本理念や方針を定めたものです。策定には、各界各層を代表する委員の皆様によりご審議を頂き、11月8日に甲州市総合計画審議会から答申をいただきました。

総合計画の策定に当たりましては、合併協議会で作成された、新市まちづくり計画を基本として市民の皆様からアンケート調査等のご協力を頂きながら、市と市民協働により作成されたものと思っております。

この「第一次甲州市総合計画」の根幹であります、基本構想につきましては、今議会に提案させて頂きました。

総合計画の概要を申し上げますと、

計画期間は平成20年度から29年度までの向こう10年間とし、「甲州市らしさを創造する、誇りうるまちづくり」「人と自然が輝く、ふれあいのまちづくり」「市民と協働による、自立したまちづくり」を基本視点とし、甲州市のまちづくり将来像を「豊かな自然・歴史と文化に彩られた・果樹園交流のまち甲州市」としてまいります。さらに、その将来像を実現するための基本目標を定め、推進していくことといたしております。

市民サービスの向上に向けて

行政改革の取り組み

財政状況が厳しさを増す中、前例にとらわれず知恵をしばり、市民の視点でチャレンジする職員の育成が重要であります。

そのため、職員意識の改革に向けて、全職員を対象にした行政改革研修会、接遇研修会等を実施しました。

また、市役所の事務事業を一層効果的かつ効率的に実施し、限られた財源を有効に活用することができようような仕組みとしての「行政評価制度」と、職員のやる気や意欲、能力を高め、人材育成を進めるための「人事評価制度」を平成21年度から本格導入できるよう、現在、制度構築を行っているところであります。

値上げ幅を最小限に抑え 水道料金を改定

医療費窓口無料化へ

乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭の医療費につきましては、それぞれ自己負担分の助成を行っており、保健の向上および福祉の増進を図っているところです。

この医療費の自己負担分は、患者がいったん医療機関等の窓口で支払い、その後、申請により支給する「償還払い方式」をとっております。

4月診療分から山梨県内の医療機関等においては、窓口で自己負担分を支払わない「窓口無料化方式」に移行することとし、子育てを行う保護者の経済的・時間的負担を軽減し、子供を安心して生み育てる環境をつくり、併せて心身に重度の障害を持つ人や一人親家庭の負担の軽減を図りたいと考えております。

このための条例改正および補正予算を、今議会にお願いしたところであり、あります。

市民の足として3地域を結ぶ

新規バス路線

塩山・勝沼・大和の各地域を、広域的、縦断的に結ぶ新規バス路線、甲州市縦断線が11月1日から運行を開始しました。

この路線が運行開始されたことに



琴川ダムを水源とする、水道用水供給事業の配水池新設工事。(勝沼町下岩崎地内)

伴い、市内の主要な施設に利用者が最短で行くことができることとなり、利便性の向上が図られ、市内三地域の一体感と、地域の活性化に繋がることを期待するところです。

今後、利用状況、利用者のご意見を伺いながら、観光的要素を含め、市民バスの運行形態等を検討して参りたいと考えています。

安心・安全な飲料水の

安定供給を

合併時の協議事項にありました、水道料金の早期統一を図ること、また、平成20年4月から峡東水道企業団からの受水費の支払いが開始され

ることによる、水道料金の改定を行うため、水道審議会から11月15日答申をいただき、今議会に改正案を提案させていただきました。

答申は、今回の改定では市民の負担を考え、一度で値上げは行わず段階的に統一すること、値上げ幅を最小限に抑えること、今回の改定は短期間とすること等の内容でありました。

水道事業は、直接市民生活に影響を及ぼすものでありますので、今後安心・安全な飲料水の安定供給に努めて参ります。

観光振興につなげる

産業遺産群

勝沼地内における、旧宮崎光太郎氏住宅や宮崎醸造所、いわゆる「宮光園」関連施設や、遊歩道としてよみがえった旧JR大日影トンネル、ワインカーヴとして再利用している旧JR深沢トンネル、国登録文化財の土屋龍憲セラー、旧田中銀行社屋、旧祝橋など、これら一連の産業遺産群は、経済産業省が日本の近代化の先駆けとなった産業遺産として、全国300カ所を認定する中の一つとして、11月30日、経済産業大臣から認定書を受領して参りました。

これら産業遺産群は、引き続き近

代産業遺産整備事業を実施し、自然や産業、歴史文化に親しむ散策道としての、「フットパスルート」の構築を目指して参ります。

主な可決議案

今回の議会に提出された案件は24件。平成19年度一般会計補正予算など、いずれも原案どおり可決、承認されました。

◇一般会計補正予算

平成19年度予算に歳入・歳出それぞれ三億九千三百三十九千円を追加しました。

◇甲州市やまと天目山温泉資源活用施設設置及び管理条例の一部を改正する条例制定

やまと天目山温泉において、市外在住者の使用料基準額に「一人3時間以内」の区分を設け、利用者の利便性を向上させ利用者の増加を図るため

◇甲州市水道事業給水条例及び甲州市簡易水道条例の一部を改正する条例制定

合併協議における調整方針及び峡東地域広域水道企業団への受水費の支払いと現在の地域格差の是正を含め、水道使用料の改正を行いました。

甲州市都市計画マスタープラン 策定経過のお知らせ 考えてみませんか？私たちのまちの将来像



市では、新市としての都市像をより具体的に明らかにし、また、地域のまちづくり・里づくりを市民の皆さんとのパートナーシップによって進めるため、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画マスタープラン）の策定に向けた検討を進めています。

「都市計画マスタープラン」って？

都市計画マスタープランは、甲州市総合計画を踏まえつつ、本市の健全な発展と秩序ある整備を進めるために、おおむね20年後の長期的視点に立って、将来都市像を具体的に明らかにし、土地の使い方や個々の建物の建て方をはじめ、道路や公園などの都市施設、地区の再編や整備などについて、総合的な指針を示し、今後の甲州市の都市計画の基本となる計画です。

また、市民のみなさんの意見を反映して、本市の全体レベルや地区別レベルでのまちづくり・里づくりの方針となる計画です。

まちづくり・里づくりの方針

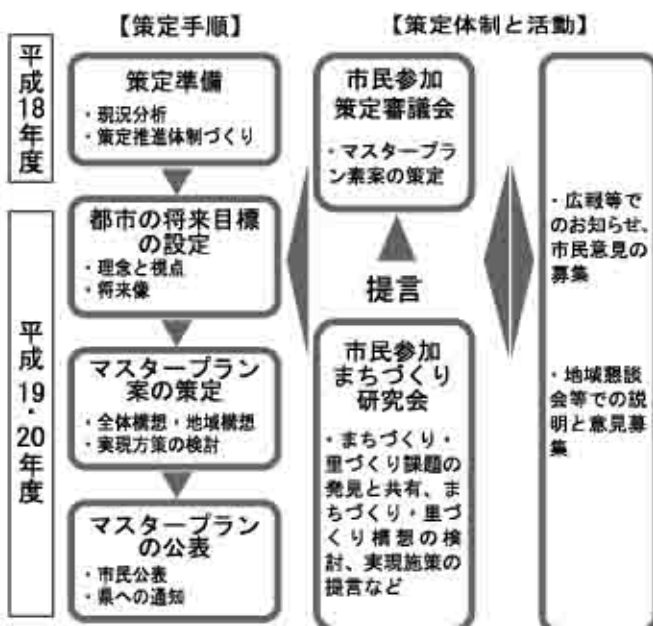
将来の姿を示すイメージ図

まちづくり・里づくりへの関心の高まりとともに、都市や地域のあり方を市民と行政が共有し、また、具体的にまちづくり・里づくりを進めていくためには、都市や地域におい

甲州市都市計画マスタープランの特徴

- 目指すべき本市の具体的な将来像を示す。
- 土地利用などにかかわる都市計画に対する市民の理解を得る。
- 市民が主体となった方針づくり
- 合併新市として独自で一体の考え方を示す。
- 都市計画区域外を含めて、行政区域全域を対象とする。

マスタープランの策定手順と体制



て、道路や公園、住宅、工場、店舗、農地、山林など様々な要素についてお互いの関係がわかるような将来イメージ図があると役立ちます。

この将来の姿を示すイメージ図のことを「マスタープラン」といいます。マスタープランは、まちづくり・里づくりの課題を明らかにして、さまざまな要素が調和した都市をつくるための方向を示す役割を果たします。

市民の声をプランに反映
市では、平成18年度から20年度の

3年間で都市計画マスタープランの策定を進めています。

都市計画マスタープランは地域の特性を生かしながら土地利用、道路や公園の整備、地域の環境や景観などについて、皆さんからの意見を頂ぎ、今後のあるべき都市像・地域像や整備方針などの基本的な方針を表します。

このため、市民参加の「策定審議会」や「まちづくり研究会」などを開催し、市民のみなさんのお考えや多様な意見をプランに反映させながら計画づくりを行っていきます。

「まちづくり研究会」で
検討が進められています。



市民主体の「まちづくり研究会」

「まちづくり研究会」は、市民の生活実感から市全体や地域のまちづくりについて検討し、策定審議会へ提言する組織です。平成19年3月に実施した「まちづくりへの一言提言」とともに応募頂いた公募会員を中心に地域推薦会員を加えた26名で構成されています。

第1回まちづくり研究会は、平成19年6月7日に開催され、これまでに計5回の研究会が開催されました。市民意向を反映して、本市の特徴を踏まえた有意義な議論が進められています。

■第4回まちづくり研究会で検討された甲州市まちづくりの課題

■まちづくり研究会の活動経過

【まちづくりの問題点】

人口減少・少子高齢化に働きかける
まちづくりが必要

- ・人口減少に働きかけるまちづくり
- ・人口・産業や地域環境の持続的維持が必要
- ・少子高齢化に対応したまちづくり

活力ある産業環境の形成支援を進めたい

- ・農業の振興と農地の保全を進めたい
- ・次世代が先の見える農業を続けることが目標
- ・本市の農業は域内の他産業との循環や連携効果を高めることが大切
- ・観光のまちづくりを進めたい
- ・商業まちづくりの適正な推進、新規大型店の適正な規制・誘導と中心市街地の再生
- ・地域の特性に応じた工業の振興、飲料（ワイン）中心の工業特性に応じた振興

優れた自然・農林・文化等資源の
保全と活用を進めたい

- ・美しく魅力あるまちづくりを進めたい
- ・歴史と個性のまちづくりを進めたい

安心・安全・快適な居住環境を確保したい

- ・コミュニティを維持できる公共交通の確保
- ・安全・安心のまちづくりの推進、防災対策や交通安全対策も必要

環境と共生したまちづくりを進めたい

- ・環境と共生するまちづくり、自動車利用の抑制がもっとも大きな課題。ごみ対策や循環型のまちづくりの推進

厳しい財政状況の中で効率的に
都市形成を進める必要がある

- ・分散的な宅地化の抑制が必要。人口が減っても、下水や道路の長さは減らない。人口1人当たりの施設維持管理費用が増大する。コンパクトなまちづくりを考える必要がある
- ・まちづくり目標を具体的に設定する必要がある

市民と行政の協働により、実現できる
まちづくりとしたい

- ・絵に描いた餅としない実現できる計画づくりが必要
- ・まちづくりは市民の意向を前提にソフト面を重視すべき

【主要課題】

①持続可能なまちづくりの
推進

- ・安定的な人口定住に働きかける集約型（コンパクトな）まちづくり・里づくりの推進
- ・地域コミュニティを維持するバス等の公共交通機能の維持・確保
- ・市街地や集落環境の維持・活性化を目指す居住環境の整備と周辺農林自然地の保全

②循環型産業形成を通じ
て地域の活性化を支え
るまちづくりの推進

- ・農業生産と連携する地域産業の循環・連携の強化を支援するまちづくり
- ・観光・都市農村交流を支援するまちづくりの推進
- ・中心市街地の既存資源の有効活用と地域内交流の促進
- ・大規模集客施設の郊外立地への適正な規制・誘導と農地保全の連携
- ・生活圏の広域化に対応した都市機能の広域連携

③安全・快適な居住環境
の形成

- ・自然災害への対処
- ・生活安全対策

④本市の個性となる豊かな自然・農林・文化・景観資源の
保全と活用

⑤市民と行政の協働による
まちづくりの推進

第1回研究会 H19.6.7

【オリエンテーション】
委員委嘱・主旨等の説明
【意見交換】
今後のまち研の進め方検討

第2回研究会 H19.7.20

【ワークショップ】
「甲州市都市マスタープラン策定の理由探し1」

第3回研究会 H19.8.31

【ワークショップ】
「甲州市都市マスタープラン策定の理由探し2」

第4回研究会 H19.10.24

【検討テーマ】
まちづくりの主要課題の検討
【ワークショップ】
まちづくり方針の検討1
「残したい・守りたい
環境探し」

第5回研究会 H19.12.6

【ワークショップ】
まちづくり方針の検討2
「整備したい・直していきたい
環境探し」

◆都市計画マスタープランに関するご意見・お問合せ

都市整備課 計画担当 ☎32-5072 Fax32-5079

親と子のふれあいの時間を大切に

三、家族は互いに認め合い、明るい家庭を築きます。

今、子どもたちを取り巻く環境は、大きく様変わりしています。子育てを家庭ぐるみ、地域ぐるみで考え、子どもにとって、明るく愛情あふれる環境づくりに取り組んでいかなければなりません。

今、全国的に子どもをめぐる事件が後を絶ちません。その背景として、家庭の教育力の低下や核家族化、地域のつながりの希薄化などが指摘されています。

「親のあり方」十か条のシリーズ三回目は「家族は互いに認め合い、明るい家庭を築きます。」を考えてみましょう。

「お父さん、お母さん。子どもとふれあう時間をつくっていただけますか？」

週休2日制の導入や育児休暇の取得支援など、働く人に対する

子育て支援の状況は好転しつつあります。しかしながら、まだ子どもと接する時間を確保することが難しい状況にあるのではないのでしょうか。

子どもと一緒に星空を見たり、本を読んだり。家族で同じ体験をして触れ合うことで、親子の気持ちを通じ合ったり、大切な心が育っていきます。

子どもと接する
時間を増やす

子どもと一緒に星空を見たり、本を読んだり。家族で同じ体験をして触れ合うことで、親子の気持ちを通じ合ったり、大切な心が育っていきます。

「食事を一緒にする」、「子どもに興味のあることに参加する」など、ちょっとした工夫で、子どもと接する時間を増やすことができます。

市では、家族で参加できるイベントなどを企画し、親子の交流を深める時間を計画、実施しています。また、それぞれの地域でも、工夫を凝らした催しが開催されています。

親子で参加して、「ふれあい」「きずな」の大切さを実感し、明るい家庭を見つめ直す機会にしてみてもいかがでしょうか。



家族が笑顔の生活を

有賀多加志さん
ファミリー
(等々力)

我が家は夫婦共働き、3人の息子(小6、小3、そして1歳)5人家族です。みんながいる朝と夜の家の中は大騒ぎ。調理、洗濯、ちびっ子の世話、毎日大変です。

そんな日々を、家事は大人だけでなく、できることは子どもたちにも手伝ってもらいます。職場で働き、家でも働くことの大変さ。そのような両親の苦労を子どもたちにも理解してもらい、手伝ってもらおう。手伝ってくれたら親も子どもにきちんと礼を言う。

これからも毎日明るい家庭で、笑顔の生活を送りたいと思っています。

全国大会出場

塩山ビーバース



国大会が静岡県で3月に開催されます。

がんばれ塩山ビーバース!

※塩山ビーバースでは、団員を募集しています。毎週土曜日の午後、塩山総合グラウンドで練習しています。興味のある方は、ぜひ見学に来てください。

◆連絡先

監督 山本 睦
☎ 33 2902

山本監督の指導により見事、全国大会への出場を決めた塩山ビーバース

昨年、夏に関東大会にも出場し、公式戦が終わった6年生は、練習時に後輩の指導や新入部員の面倒を見てくれています。



平成20年 甲州市消防団出初式表彰者



1月6日に勝沼中学校校庭で甲州市消防団の出初式が行われました。式の中で、日頃から地域の消防、防火活動に貢献している団員のみならず、県消防協会長などから表彰状、感謝状が贈られました。受賞されたみなさんを紹介します。

1月6日に勝沼中学校校庭で甲州市消防団の出初式が行われました。式の中で、日頃から地域の消防、防火活動に貢献している団員のみならず、県消防協会長などから表彰状、感謝状が贈られました。受賞されたみなさんを紹介します。

(順不同・敬称略)

【山梨県消防協会長表彰】

◆甲種功労章

小倉孝三(塩山分団)、滝高竜太(奥野田分団)、高石久雄(松里分団)、早川宏(大藤分団)、志村孝二(神金分団)

◆乙種功労章

町田聡、塚越一男、小金沢尚(塩山分団)、久保田茂幸、反田雄樹(奥野田分団)、白川政博、大村信男、雨宮大輔、大村洋(松里分団)、雨宮真司、網蔵裕治(玉宮分団)、小室治久、和田清、広瀬文彦(大藤分団)、柏原修二、広瀬貴浩、綿貫壮一、岩波宏彰(神金分団)、早川崇、武藤剛、

窪田祐一、大竹宏勝(沼沼分団)、里吉一広、高野武仁(祝分団)、大村圭一、辻純一、代永義美(東雲分団)、佐藤裕一、内田信一(菱山分団)、有賀一、佐藤哲也、手塚秀司、石川聡(大和分団)

【山梨県消防協会長感謝状】

◆正会員感謝状

松橋壮一、廣瀬尚武(塩山分団)、矢崎照男(神金分団)、有賀千秋、手塚雅仁、長沢藤夫(大和分団)

【峡東地域県民センター所長表彰】

◆功労章

堀内泰仁(塩山分団)、樋口一彦(奥野田分団)、雨宮守(松里分団)、雨宮清弘(玉宮分団)、曾根修平(大藤分団)、雨宮信吾(神金分団)、古屋悟(勝沼分団)、鈴木聖一(祝分団)、坂本昌史(東雲分団)、内田尚(菱山分団)、山下豊(大和分団)

【日下部警察署長 防犯協会日下部支部長表彰】

◆功労章

水上秀樹、古屋哲郎、菊島寿彦(塩山分団)、木下優人、保坂健城(奥野田分団)、中村明博、広瀬公基、町田真人、武川敏昭(松里分団)、広瀬孝、広瀬修(玉宮分団)、村田好治、萩原光由、雨宮一(大藤分団)、小野幸紀、宮原春幸、服部好彦、岡敏郎(神金分団)、北条賢一、若杉裕一、内田淳司、藤田浩治(勝沼分団)、鈴木卓、田口実(祝分団)、甘利公男、小越治、萩原弘明(東雲分団)、三森公仁、幡野嘉範(菱山分団)、高野泰仁、山崎昇、望月正人、木下清都(大和分団)

【山梨県消防協会東山梨支部長表彰】

◆功労表彰

加藤修、森山英樹(塩山分団)、久保田茂幸(奥野田分団)、飯島泉、岡正秀(松里分団)、田辺寛(玉宮分団)、岡昌宏、三森俊彦(大藤分団)、和泉川正紀、下藤良三、田辺好樹(神金分団)、大嶋浩、雨宮秀樹、小沢泰之(勝沼分団)、高野淳、渡辺実(祝分団)、相川和彦、沼尾彰人(東雲分団)、佐藤学、高橋義英(菱山分団)、佐藤勝也、平山朗(大和分団)

◆優良部

塩山分団第3部、奥野田分団第4部、松里分団第6部、玉宮分団第1部、大藤分団第1部、神金分団第2部、勝沼分団第5部、祝分団第3・4部、東雲分団第1部、菱山分団第2部、大和分団第10部

◆優良団員

樋口慶太、秋鹿剛、菊島直樹(塩山分団)、武藤健一、塩沢正(奥野田分団)、田辺健、網野茂樹、古屋浩司、花輪徳光(松里分団)、田邊利昭、中村勝彦(玉宮分団)、奥山英雄、広瀬尚、萩原輝(大藤分団)、上野智弘、雨宮智紀、矢崎斉、岩波宏彰(神金分団)、海沼秀明、雨宮一城、小越純一、小林勇人(勝沼分団)、竹内材、原茂晃(祝分団)、坂本貴幸、相原誠、三浦宏友(東雲分団)、飯塚浩、武藤嘉夫(菱山分団)、小林袈裟夫、雨宮康一、沼尾学、木下広幸(大和分団)

【山梨県消防協会東山梨支部長感謝状】

◆第43回山梨県消防団員操法大会出場 菱山分団

【東山梨消防本部消防長表彰】

◆功労章

橋爪孝裕(松里分団)、萩原誠(玉宮分団)、石原和彦(大藤分団)、舘正彦(神金分団)、

【三森齊(菱山分団) 甲州市長表彰】

◆功労章

中村憲史、八巻哲(塩山分団)、武藤健一、笹本正和(奥野田分団)、小林弘、大村洋(松里分団)、村田清、雨宮学(玉宮分団)、久保田良一、奥山一紀(大藤分団)、笠井良男、川崎正邦(神金分団)、土屋吉弘、柳本純也(勝沼分団)、雨宮吉男、沢田広志(祝分団)、辻一孝、辻弘人(東雲分団)、三森亮、内田健一(菱山分団)、佐藤雄二、花輪昭二(大和分団)

【甲州市消防団長表彰】

◆功労章

福島易朗、内田淳、小宮山健太、広瀬真一、塩島匠、平塚政雄、島野浩二(塩山分団)、清水祐介、柏木修、須藤一樹、向山秀樹、上杉和人、相川陽一、萩原貴博(奥野田分団)、広瀬雄司、天野剛、田口英幸、山下修一(松里分団)、野呂瀬保(玉宮分団)、田中直弥、井上宏之、長沢政秀、樋川治久、木場裕樹、津嶋弘、田辺淳、高橋浩司(大藤分団)、平山修、中村稔、田辺幸介、依田武(神金分団)、渡辺光、奥山睦生、風間一志、若尾卓也、鶴田正臣、早川重樹、萩原浩司(勝沼分団)、里吉正旨、白川隆二、早河英明、原健、若林修(祝分団)、小串吾郎、谷内邦行、佐野昌隆(東雲分団)、内田瑛一郎、飯島敏弘、三森昭栄、三森啓弘(菱山分団)、有賀正毅、寺島和幸、古屋多加夫、有賀彰太、佐藤潤一、山下和彦、山本信夫(大和分団)

◆無火災分団、部

塩山分団第3部、塩山分団第5部、菱山分団

平成20年 成人式 447人が大人の仲間入り

1月13日、甲州市民文化会館で平成20年甲州市成人式が行われました。市内では447人が大人の仲間入りをしました。

当日は、華やかな振り袖や真新しいスーツに身を包んだ新成人のみなさんが出席し、おごそかな雰囲気の中で、式典が行われました。

久しぶりに会う仲間や、お世話になった恩師などと思い出話しに花を咲かせていました。



夢と希望を持って羽ばたけ新成人!!



司会を務めた玉川愛弓さん(右・西広門田)と古屋麻美さん(左・下於曾)



会場のおちこちで、記念写真を撮る姿が見られた



式典で二十歳の抱負を述べる佐藤薫さん(古部)

第36回初詣ウォークINエンザン

甲州市体育協会塩山南支部(広瀬定昭支部長)主催による「ウォークINエンザン」が1月3日に開催されました。

南小学区11地区と地区外総勢約300人の方々が好天の中、塩山南小学校をスタートし、下萩原地区を周回する約6kmのコースを地域の歴史や文化をクイズ形式で学習しながら地域をめぐり歩き交流を深めました。

また、担当区(下東区)の方々から、とん汁が振舞われふれあいの時間を楽しんでいます。ウォークINエンザンは毎年1月3日に行われています。



約300人が参加したウォークINエンザン。地域の方々とふれあい、一日を楽しんだ。

地域に根付く伝統行事 小正月行事



各家庭を練り歩き、太鼓の音で知らせるちびっこ

市内各地で1月14日を中心に、小正月行事が行われました。地域ごとの特色ある神楽や太鼓乗り、どんど焼きなど伝統行事が受け継がれ、無病息災、家内安全などを祈願しました。それぞれの地域で子どもからお年寄りまで多くの人が集まり、にぎわいを見せていました。



無病息災の小正月行事として行われているとんど焼き。だんごを焼き、おいしく食べていました。

申告は正しく、納税は期限内に！

申告書はご自分で書いて提出はお早めに

平成19年分の申告の税務署窓口での、相談、申告書の受け付けおよび納税の期限は

【所得税】 2月18日(月)～3月17日(月)

※還付申告の方は、1月4日(金)から申告書を提出することができます。

【贈与税】 2月1日(金)～3月17日(月)

【個人事業者の消費税・地方消費税】 1月4日(金)～3月31日(月)

※土・日曜および祝日を除きます。ただし、2月24日(日)および3月2日(日)に限り、甲府税務署で電話相談のみをお受けします。

◆電話相談 甲府税務署 ☎055-233-3111

■申告書の作成はご自身で

確定申告期間中、確定申告書作成会場は大変込み合います。確定申告書は、「所得税の確定申告の手引き」などを参考に、ご自身で作成し、お早めに提出してください。

なお、確定申告書を手書きで作成される場合は、枠内に丁寧に記載していただくとともに、集計・計算誤りがないようお願いいたします。

パソコンで申告書を

作成してみませんか！

○申告書の作成は国税庁ホームページを利用すると簡単・便利です！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、パソコンの画面上に示された手順に従って入力することで、所得金額や税額が自動的に計算されますので、従来の手書き作成に比べ、所得税や消費税(個人)の確定申告書などが簡単に、しかも、24時間いつでも作成することができ大変便利です。

また、印刷した申告書等は、添付

書類と併せて郵送等で提出できますので、申告書作成会場などに出かける必要がなくなりです。

○さらに、e-Taxで所得税の申告をするとき、e-Taxが便利です！

e-Tax(国税電子申告・納税システム)が次のようにさらに便利で使いやすいとなっています。

所得税や消費税の確定申告をされる個人の方は、ぜひe-Taxをご利用ください。

①ホームページからカンタン申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、直接送信(e-Taxで申告)することができます。

②最高5,000円の税額控除

平成19年分または平成20年分のみ、すれか1回、所得税の確定申告書の提出を、本人の電子署名及び電子証明書を付して、期限内(平成19年分の場合は平成20年3月17日まで)にe-Taxを利用して行う場合、所得税額から5,000円(その年分の所得税額を限度)の控除を受けることができます。

③添付書類が提出不要

医療費の領収書や源泉徴収票などの第三者が作成した一定の書類は、e-Taxを利用して書類の記載内容を入力して送信することにより、その書類の提出または提示を省略することができます(平成19年分以降に限りです)。なお、書類の内容確認のため、確定申告期限から3年間、添付書類の提出または提示を求められることがあります。

④還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は早期処理しています(3週間程度に短縮)。

※e-Taxのご利用に当たっては、開始届出書の税務署への提出、電子証明書付住基カードなどの取得や、そのカードを読み取るためのICカードリーダーが必要になるなど、事前に利用開始のための手続等が必要です。

◆詳しくは国税庁ホームページまたはe-Taxホームページをご覧ください。

【国税庁ホームページアドレス】

<http://www.nta.go.jp>

【e-Taxホームページアドレス】

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

申告が
必要です!

所得税から住宅ローン控除額 を引ききれなかった方は、 申告をお忘れなく

住民税のしくみが変わりました。市区町村への申告により、市県民税が減額されます。対象となる方は、申告をお忘れなく。

申告期限

平成20年
3月17日
まで

控除しきれなかった分は市県民税(所得割)から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市県民税から控除できません。

平成20年以降、市県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生し、平成20年度の市県民税から控除を受けるには、平成20年3月17日までに平成20年1月1日現在お住まいの市区町村または税務署へ申告書を提出していただく必要があります。

市県民税の住宅ローン控除申告書は、確定申告書とは別の専用申告書「市町村民税道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」となります。その後も、市県民税の住宅ローン控除を受けるためには毎年申告が必要です。

市県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
1. 所得税の確定申告をされない方 (給与所得者で年末調整対象の方等)	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
2. 所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告とともに税務署へ提出

【住宅ローン控除Q&A】

Q、どういった場合に、市県民税の住宅ローン控除の対象となるの？

A、給与所得者の方については、平成19年分の給与所得の源泉徴収票の摘要欄に「住宅借入金等特別控除可能額」が記載され、この金額が源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額」より大きい場合に、市県民税の住宅ローン控除の対象となります。

Q、市県民税の住宅ローン控除額の金額はどう決まるの？

A、「市県民税の住宅ローン控除額」は、「住宅ローン控除可能額」と「税源移譲前の税率を用いて算出した所得税額」のいずれか少ない金額から「所得税の住宅ローン控除額」を差引いた額となります。

Q、平成19年以降に入居した場合とは？

A、「市県民税の住宅ローン控除」の適用はありません。

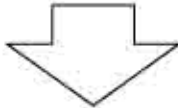
別途、所得税において、新たな住宅ローン控除制度の特例が設けられましたので、所轄の税務署にお問合せください。

「従来の方式」と「控除率を引き下げて控除期間を延長する方式(10年から15年に延長)」の選択制をとる特例が創設されています。

●住宅ローン控除モデルケース

夫婦＋子供2人 給与収入700万円（住宅ローン控除可能額：27万円）の場合

税源移譲前	税額	住宅ローン控除額	納税額
所得税	263,000円	263,000円	0円
市県民税	196,000円	0円	196,000円
合計	459,000円	263,000円	196,000円



申告しないと…

税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	納税額
所得税	165,500円	165,500円	0円
市県民税	293,500円	0円	293,500円
合計	459,000円	165,500円	293,500円

控除額が減少し、負担が増加する。



申告すれば…

税源移譲後	税額	住宅ローン控除額	納税額
所得税	165,500円	165,500円	0円
市県民税	293,500円	97,500円	196,000円
合計	459,000円	263,000円	196,000円

住宅ローン控除額が減少しないよう、市県民税（所得割）から控除します。

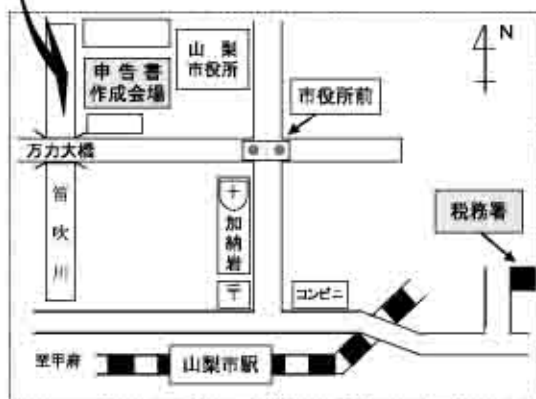
- ※夫婦＋子供2人の場合で子供のうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
- ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
- ※住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

所得税・贈与税・個人消費税の 確定申告書作成会場のお知らせ

確定申告書の作成会場は、本年も

『**夢わーく山梨(勤労者福祉センター)**』
(山梨市役所隣)に設置します

- 設置期間 平成20年2月1日(金)～3月31日(月)
(土、日曜および祝日を除く)
◎期間中、税務署には申告書の作成会場はありません。
- 開設時間 午前9時～午後5時
- 所在地 山梨市上神内川1348
(JR山梨市駅から徒歩約10分)



山梨税務署

〒405-8585 山梨市上神内川 738 ☎0553-22-1411(代表)

◆確定申告に関するお問合わせは ☎0553-22-1415

『確定申告の季節です』
今年も市・県民税および所得税の申告期間は2月18日(月)から3月17日(月)までとなっております。正しい内容で早めの申告を心がけましょう。
市では申告期間中、塩山・勝沼・大和会場において申告相談(受付)を開催します。また、市内全地区を対象として、申告期間前に平成19年中に収入が無かった方(専業主婦の方や学生だった方など)を対象とした『収入の無かった方の申告相談(受付)』を行います。
詳しい日程や場所については今月号の広報紙と一緒に配布した税務課のちらしをご覧ください。

4月からコンビニで納税できます

平成20年4月から次の税について従来の取扱金融機関に加えてコンビニエンスストアでも納税できるようになります。

- ◎軽自動車税
- ◎固定資産税・都市計画税
- ◎市民税・県民税(普通徴収)
- ◎国民健康保険税

※詳しくは3月の広報こうしゅうでお知らせします。

4月から医療制度改革により区分されます

国民健康保険は、職場の健康保険などに入っている方、生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度の対象となる方以外が加入します。本年4月から医療制度改革により次のとおり区分されることとなります。

国保加入者のうち、65歳から74歳の方は、前期高齢者医療制度の対象となります。

75歳以上の方は、後期高齢者医療制度の対象となります。(65歳以上で一定の障害のある方は選択により、後期高齢者医療制度の対象となります。)

退職者医療制度の加入者のうち、65歳以上の方は4月から、一般被保険者に移行します。退職者医療制度の加入者は会社などを退職して、年金を受けられる人と、その被扶養者の人が64歳まで加入することになります。

国民健康保険税は、使われる目的別に「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護保険分」とに区分され課税されます。

保険税の上限額(賦課限度額)は、別々に定められます。

国民健康保険

職場の健康保険に加入している方、生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度の対象となっている方以外の自営業や農林業を営んでいる方、また、パートやアルバイトなどで健康保険に加入していない方等すべての方々が加入対象となります。

《退職者医療制度》

会社などを退職して、年金を受けられる方と、その被扶養者が64歳まで加入します。対象となる方は、次の条件のすべてにあてはまる方(退職被保険者本人)と、その被扶養者です。

- ①国保に加入している方
- ②65歳未満の方
- ③厚生年金や共済年金などの年金を受けられる方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある方

平成20年度から新たな高齢者医療制度が創設

【前期高齢者医療制度(65歳～74歳)】

65歳～74歳の方(前期高齢者)については、会社等の退職者が国保に大量に加入すること等で生じる保険者間の医療費負担の不均衡を調整するしくみが創設されます。

※現行の退職者医療制度は廃止されます。ただし、現行制度からの円滑な移行を図るために、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳に達するまでは制度を存続させる経過措置が講じられます。

◎自己負担

《70歳未満の方》3割

《70歳～74歳の方》

現在、国民健康保険高齢受給者証の窓口負担1割をお持ちの方は、平成20年4月から平成21年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれます。(すでに、窓口負担3割をお持ちの方は除きます。)

※平成21年4月から2割負担に見直される予定です。

◎保険税

平成20年4月から国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)が始まります。

平成20年4月から特別徴収対象者の方について、年6回の年金定期払いの際に、年金の受給額から国民健康保険税をあらかじめ天引きされることとなります。

- 国民健康保険税の特別徴収の対象となる方は、
- 世帯主が国民健康保険に加入しており、世帯の国民健康保険加入者が全員65歳から74歳である場合。
 - 国民健康保険世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合。
 - 国民健康保険世帯主が介護保険料の特別徴収(年金天引き)対象者で、国民健康保険世帯主の介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の2分の1を超えない場合。

上記の条件を全て満たす場合、その世帯の国民健康保険税は国民健康保険世帯主の年金からの特別徴収となります。それ以外の方は、いままでどおりの納付方法となります。特別徴収の対象者の方には4月上旬頃に通知書が送付される予定です。

【後期高齢者医療制度(75歳以上)】

○加入者

広域連合内に住んでいる75歳以上の方および一定の障害のある65歳から74歳までの方

○自己負担

医療費はかかった費用の1割(現役並み所得者は3割)を自己負担します。

※詳しくは、今月号と一緒に配布した「後期高齢者医療制度」のパンフレットをご覧ください。

◆お問合せ 健康増進課 国民健康保険担当
☎32-2111(内線103)

豊かな自然 歴史と文化に彩られた 果樹園交流のまち 甲州市 をめざして



市では、平成20年度から向こう10年間の長期にわたる市政の指針を示す甲州市総合計画を作成しています。

総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成され、市民アンケート調査の実施などをもとに総合計画審議会での審議、答申を得て、12月議会にて基本構想の議決をいただきました。

●基本構想の組み立て

【まちづくりの基本視点】

(1) 甲州市らしさを創造する、誇りうるまちづくりの視点

地域資源を活用した観光・交流による甲州市ならではの個性ある産業の創造と振興を進めるとともに、暮らしや人づくり、地域づくり、芸術・文化の振興など、多彩な「甲州市らしさ」を創造・発信し、誇りうるまちづくりを進めます。

(2) 人と自然が輝く、ふれあいのまちづくりの視点

自然との共生を基本に、環境を重視した持続可能な循環型の社会づくり、安全・安心なまちづくりを進めるとともに、だれもが健康を増進し元気になる、住んでみたい、住んでよかったと思えるふれあいのまちづくりを進めます。

(3) 市民との協働による、自立したまちづくりの視点

市民と行政がお互いの役割分担を明確にしながら、あらゆる分野において市民と行政との協働体制の強化を進めるとともに、これに基づく自立した自治体経営の確立、住民自治の地域づくりを進めます。

【将来像を実現するための基本目標】

【まちづくりの将来像】

「豊かな自然 歴史と文化に彩られた
果樹園交流のまち 甲州市」

1. 創意に満ちた活力ある産業のまちづくり
2. 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり
3. 快適で安心して暮らせるまちづくり
4. 自然と共生する環境保全のまちづくり
5. 心豊かな人を育む教育・文化のまちづくり
6. ともにつくる参画と協働のまちづくり

【基本計画】

基本構想に基づく基本的施策と目標指標を体系的に示したもので、社会経済情勢の急激な変化に的確かつ柔軟に対応できるよう、中間年に見直しを行います。

【実施計画】

基本計画に基づき具体的な事務事業を示したもので、3カ年計画とし、毎年度進捗状況を把握しながら1年ごとに見直します。

※アンケート調査の結果、審議会の様子は市ホームページでご覧になれます。
なお、総合計画の概要を市民の皆様にご理解いただくため、概要版を作成し、4月に全戸配布する予定です。

◆お問合せ 総合政策課 政策調整担当 ☎32-2111(内線231・232)

医療費自己負担金の

窓口無料化が始まります

★乳幼児医療費

★ひとり親家庭医療費

★重度心身障害者医療費

医療費の助成(乳幼児医療費・ひとり親家庭医療費・重度心身障害者医療費)対象者の方は平成20年4月以降の診療分から、保険区分に関わらず、医療機関の窓口での支払いが無料となります。窓口無料となる診療分は、山梨県内で受けた保険診療による医療・調剤です。ただし、次の場合には窓口無料となりませんので、これまでどおり、いったん医療機関に自己負担額をお支払いいただき、後日市役所窓口で申請をしてください。

- 医療機関の窓口で「受給資格者証」と「保険証」を提示しなかった場合
- 山梨県外の医療機関で受診する場合
- はり、きゅう、マッサージ等を受けた場合

○入院時における食事療養給付費を負担する場合

(乳幼児医療費助成・ひとり親家庭医療費助成制度のみ)

■受給資格者証の

申請交付について

窓口無料化にともない受給資格者証の様式が変更になります。現在お使用の受給資格証は、4月1日から使用できませんのでご注意ください。

【乳幼児医療費助成】

新しい受給者証の交付にあたり、新たに登録の申請が必要になります。すでに資格登録されている児童には、申請書を送付しますので期日までに提出してください。

【ひとり親家庭医療費助成対象者】

すでに資格登録されている方については、新しい受給資格者証を3月に送付する予定です。

【重度心身障害者医療費助成対象者】

国民健康保険組合に加入されている方・甲州市以外の国民健康保険証をお持ちの方・後期高齢者医療保険に加入予定の方(65歳以上)は、高額療養費の照会等を行うために被保険者からの委任・同意が必要となります。

対象者につきましては、後日委任・同意書を送付しますので、必ず提出してください。委任・同意書提出され

た資格登録者およびその他の資格登録者については、新しい受給資格者証を3月に送付する予定です。

※各医療費助成制度の対象者で資格登録をされていない方は、市役所窓口にて登録申請をしてください。

◆お問合せ

○乳幼児医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度
子育て対策課 児童福祉担当

☎ 32-2111(内線134)

○重度心身障害者医療費助成制度

福祉介護課 障害福祉担当
☎ 32-2111(内線143)

春休み子どもの「きこえ」と

「ことば」の相談会

お子さまの「きこえ」「ことば」のことで不安はありませんか。少しでも不安のある方はぜひ、この機会にご相談ください。専門の教員がご相談に応じます。来校されるのが難しい方は電話やメールでの相談も受けております。

■日時 3月20日(木・春分の日)

3月21日(金)

午前9時～午後5時まで

■場所

県立ろう学校(山梨市大野1009)
幼児指導室

■対象児 0歳児より

■相談内容

○お子さまの「きこえ」と「ことば」に関する悩み相談

○「きこえ」と「ことば」に不安のあるお子さまへのかかわり方のアドバイス(育児相談)

○聴力測定

○4補聴器調整

※お申し込み

事前に電話かFAXで日時を予約してください。締め切りは、3月17日(月)午後5時まで。

費用は一切かかりません。

◆お問合せ

県立ろう学校

☎ 22-1378

FAX 22-6419

《E-mail》sodan@rogakokaied.jp

平成20年度

勸学院東山梨学園生徒募集

■入学資格

おおむね60歳以上の方

■授業日

主に金曜日(年間19日)2年間

■学習場所 山梨市民会館

◆お問合せ

峡東教育事務所

〒4040045

甲州市塩山上塩後1239-1

☎ 20-2731

第2回 甲州市男女共同参画フォーラム ～ 思いやる 笑顔がめぐる 果実郷 ～

- 日時 2月17日(日) 午後1時～
(午後0時30分開場)
- 会場 甲州市民文化会館 2階 大会議室
- 内容
 - ◎第1部
甲州市男女共同参画推進委員会活動経過報告
地域部会『寸劇“The 新盆”』
職場部会『私が選んだこの職業』
家庭部会『モデル家庭認定式』

◎第2部 講演・落語

『楽しみながら学ぶ
男女共同参画』
～ ワカルとかわるの間 ～

《講師》
桂文也氏(落語家)



- ◆お問合せ
甲州市男女共同参画フォーラム実行委員会事務局
☎32-5068(市民生活課内)

「男女共同参画週間」の標語募集

内閣府では6月23日～29日の「男女共同参画週間」に向けて、身近なところから男女共同参画を呼びかけるため、平成20年度の標語を募集しています。

■募集内容

男女共同参画をテーマにした標語

■締め切り 2月29日(必着)

◆応募方法等のお問い合わせ

内閣府男女共同参画局総務課

☎03-355812022

※最優秀作品は、「男女共同参画週間」のポスター等に使用されます。ふるって応募ください。

日下部警察署からのお知らせ

スリップ事故の防止

冬期は、道路への積雪や凍結などによるスリップ事故が多発します。

積雪のない場合でも橋の上や山の影、トンネルの出口などの日影では、雪解け水や霜による凍結から大変危険な状態になっている箇所もあります。スリップ事故を防止するために、

- タイヤチェーンを携行し、装着を早めにする。
- 路面凍結が予測される場所の手前では十分に減速する。

○急発進、急ハンドル、急ブレーキなど「急」がつく危険な運転はしない。

○前を走る車の行動を予測する。

○車間距離を十分に取る。

○道路標識や情報板に注意し、交通規制を守る。

などが大切です。

冬期の自動車の運転は、積雪や凍結道路での正しい運転方法を日頃から考え、いざという時に確実な運転ができるよう、しっかりと身につけておきましょう。

冬山登山を安全に

平成18年12月から平成19年2月までの冬山シーズン中、県内における遭難は8件発生し、1名の方が亡くなり、4名の方がケガをしています。

冬山の登山は、積雪やアイスバーン、吹雪・突風対策など夏山とは比較にならないほど、高度な技術や気力・体力を必要とします。

安全な登山を行うため、次のことに注意してください。

- ①単独登山はやめましょう。
経験豊富なリーダーを中心にパーティーを組み、余裕のある計画のもとに行動してください。
- ②登山計画は、文字通り「計画」です。全てが予定どおり行くと考えるより、「何か必ずアクシデントが起こるものだ」と想定すれば、気持ちに余裕がでます。

③登山計画書の提出を励行してください。

登山前に学校、勤務先、警察署等へ登山計画書を提出するとともに、家族にも登山内容を具体的に知らせておいてください。

④登山は、「自己責任」と「自力救助」の意識を持ち、ルールを守った登山を行ってください。

◆お問合せ

日下部警察署
☎22-0110

甲州市消防団 団員募集!

甲州市消防団では、平成20年度の新入消防団員を募集しています。

消防団は、消火活動、火災予防活動のみでなく、過去全国で起きた大規模災害時には、地域住民の救助、救出や復旧活動に重要な役割を果たしました。

自分たちの地域は自ら守るという極めて重要な使命に基づき、地域の安全・安心を確保するための活動に、ご理解ご協力を頂き、消防団への加入をお願いします。

◆お問合せ

総務課 行政・危機管理担当
☎32-2111(内線216)

◎市内各消防団

障害者生活支援相談

時間外相談日（予約制）

平日の日中は忙しくて市役所まで行けないという方、電話・来所にて相談を受けていますので、ご利用ください。全日程で予約が必要になりますので、事前にご連絡ください。

〔時間外相談日〕

◎（水曜日）午後5時30分～7時

2月6日、13日、20日、27日、3月5日

◎（土曜日）午後1時～4時

2月2日、9日、16日、23日、3月1日

■場所 福祉あんしん相談センター

《同じ障害を持つ相談員》（予約制）

ピアカウンセラーによる相談

障害を持つ人の悩みは同じ障害を持つ人でないと分からないことが多いです。経験を積み重ねた障害者自身が、同じ立場にたつて悩みを聞き相談にのります。ひとりでは悩まず、お気軽にご相談ください。

（ピアカウンセリング日程）

■日時

◎2月9日（土）

内部障害・視覚障害・障害児保護者

◎2月23日（土）

肢体、聴覚障害

※いずれも、午後1時～4時

■場所 福祉あんしん相談センター

※前記以外の相談日、時間帯について、また来所できない方についてもご相談ください。

◆お問合せ

福祉あんしん相談センター

☎ 32-0285 FAX 33-2307

ご利用ください『心の相談窓口』

専門医による相談

心の問題で悩んでいる方、困っている方の相談に専門医が応じます。秘密は守られます。また、来所できない方の相談にも応じます。

■日時 2月25日（月）午後2時～4時

■場所 福祉あんしん相談センター

◆お申し込み・お問合せ

※事前に申し込みが必要です。

☎ 33-2203、32-0285

麻しん・風しん（Ⅱ期）予防接種

接種期間の経過に伴い、免疫の強化を目的として2回接種が導入され、対象者（就学前）に個別通知をしておりますが、接種期間が平成20年3月31日までとなっております。

接種済でない方は、医療機関に予約して接種してください。

◆お問合せ

健康増進課 保健予防担当

☎ 32-5014

大切な年金記録を届けます。住所変更はありませんか？

約5,000万件の未統合記録と基礎年金番号で管理されている記録との名寄せ（氏名、性別および生年月日の突合せ）等を行い、その結果、記録同士が結びつくと思われる方々については、平成19年12月以降、順次、加入期間および加入履歴を記載した「ねんきん特別便」を送付していきます。

「ねんきん特別便」は、現在、社会保険庁で管理している記録に基づいて作成いたします。

現在の住所が変わった 届出がされていない場合は…

社会保険庁にお届けいただいている住所が現住所と違っている方のお手元には「ねんきん特別便」をお届けすることができません。

①ご住所の訂正（変更）は、ご自身による手続きが必要となりますので、お手数ですが下記のいずれかの窓口へ申し出をお願いいたします。

◎国民年金に加入している方は、市役所の国民年金担当窓口へ

◎厚生年金に加入している方やその配偶者の方（会社員や公務員の被扶養配偶者の方）は、お勤めの会社などへ

◎年金を受給されている方は、最寄りの社会保険事務所へ

②結婚等で名字が変わった方は、結びつく可能性のある記録を探すためにも、お手持ちの古い年金手帳をご確認いただき、氏名変更のお届けがなされていない方は、変更の届出をお急ぎくださいますようお願いいたします。

◆年金相談は「ねんきんダイヤル」へ ☎0570-05-1165

《月～金曜日》午前8時30分～午後5時15分

※ただし月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は午後7時まで受け

《第2土曜日》午前9時30分～午後4時